

## 会議事項(1)

### 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について

当協議会が活用を予定している地域公共交通確保維持改善事業費補助金については、生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）を策定し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。

第11回会議にて説明したとおり、この生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定に当たっては、当協議会の自己評価である一次評価を実施した上で、二次評価として関東運輸局が開催する第三者評価委員会において客観的な評価とアドバイスを受け、その結果を反映させることが必要である。

5月20日（火）に開催された第三者評価委員会の結果は、「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（地域公共交通調査事業等）」記載の各委員からの助言を考慮して今後の取組みを実施されたいとのことであった。

については、生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）を別添のとおり策定し、国土交通大臣に申請することとしたい。

○地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（地域公共交通調査事業等）

（2ページ）

○地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書等

（3ページ～）

# 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通調査事業等)

平成26年5月30日

協議会名:白岡市地域公共交通確保維持改善協議会

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通ネットワーク計画等の計画策定に向けた方針
<p>・地域住民のニーズ把握                      郵送アンケート及び聞き取り調査の結果から、市内の移動の実態、デマンド交通の認知度などを把握した。</p> <p>・地域内の公共交通に関する現況調査                      東京大学大学院による需要シミュレーションにより、本市におけるデマンド交通の需要を予測した。</p> <p>・生活交通ネットワーク計画の取りまとめ                      地域住民のニーズ及び需要シミュレーションの結果を踏まえ協議会で本市の実情に応じた生活交通ネットワーク計画(案)を取りまとめた。</p> <p>・協議会の開催                      地域住民のニーズ及び需要シミュレーションの結果をデマンド交通導入に向けた協議の資料とした。</p>	<p>地域内ファイダーシステム確保維持事業に向け、生活交通ネットワーク計画策定に必要な調査を実施した。</p>	<p>本市では、「町内循環バス」を廃止した経緯があることから将来にわたり持続可能な公共交通サービスとなるよう維持・改善を図る必要がある。</p> <p>今後、本市でも更なる高齢化の進展から交通弱者が増加すると見込まれる。この交通弱者の日常生活の移動手段となる公共交通サービスを構築するため、生活交通ネットワーク計画を策定する。</p> <p>・地域内ファイダーシステム確保維持費国庫補助金を申請する予定である。</p> <p>・平成26年10月からデマンド交通の実証運行を開始する。</p>

## 関東運輸局における二次評価結果

本調査事業により郵送アンケートの実施や東京大学大学院による需要シミュレーションに基づき、地域住民のニーズ及び需要を踏まえた、効率的なデマンド交通の運行についてのネットワーク計画(案)等を検討したことから、今後はデマンド交通の実証運行を行うにあたり、需要予測によるデータや利用実績データ等に基づき検証を実施し、必要に応じて計画・目標を見直すなど、持続可能な公共交通ネットワークを構築することを期待する。

なお、平成26年度地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会における委員による以下の助言は、今後の取り組みを行う上で必要な観点であり、考慮されたい。

- 様々な全国の事例、客観的データや状況を踏まえて計画を策定するべき。
- 改善のポイントはいろいろな所にある。計画策定後も改善し、PDCAサイクルを回すことが重要。
- 運行する目的、目標、コンセプトを明確にするべき。
- 需要推計をし、科学的・合理的な方法で計画を立てることが大切。
- 需要の掘り起こしとともに、住民への説明責任及び理解を得ることが重要。
- 限られた財源をどう有効に使うか繰り返し議論すべき。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	白岡市地域公共交通確保維持改善協議会
住 所	埼玉県白岡市千駄野432番地
代表者氏名	会 長 秋 葉 清 一 郎 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。  
※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

白岡市は、面積24.88K㎡の市域の中央をJR宇都宮線が縦断し、二つの鉄道駅（白岡駅、新白岡駅）を有している。

本市の路線バスは、「JR白岡駅西口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅東口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅西口・菖蒲車庫」の3路線である。いずれもJR宇都宮線の西側地域を運行する路線であり、JR宇都宮線の東側地域では路線バスが全く運行されておらず公共交通空白地域となっている。

JR宇都宮線の西側地域を運行する3路線のうち2路線は、JR蓮田駅を起点として市域の一部を経由し、久喜市へ運行するものであり、市民の利用者は一部に限定されている。

65歳以上の高齢者の割合は、平成17年1月の15.5%から平成26年1月には23.5%となっており、高齢化が急速に進展している。

また、本市では、平成11年に「町内循環バス」の運行を開始したが、利用状況や運行経費などを勘案し、平成19年3月に廃止した経緯がある。

今後、高齢化が更に進展していく中で、本市では地域公共交通が果たすべき役割がますます大きくなっていくものと考えている。

市民の通院・買物などの日常生活における移動手段を確保し、交通利便性の向上を図るため、費用対効果の高い地域公共交通サービスの構築が必要である。

本市では、協議会での検討の結果、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などを主な対象者として日常生活における移動手段を確保することを目的にデマンド交通の運行を行う。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

## 【目標】

## 定量的目標①：利用者数

・初年度40人／日、2年目45人／日、3年目50人／日を目標とする。

## 定量的目標②：収支率

・初年度20%、2年目22%、3年目25%を目標とする。

## 【効果】

デマンド交通の運行区域は、市域の全体となるため、公共交通空白地域が解消される。

デマンド交通の運行により、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などの買物や通院などの日常生活に必要な移動手段が確保される。

## 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

別添の表2のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

昭和タクシー有限会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

7. 別表4の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表5のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

車両を取得しないので記載せず。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を取得しないので記載せず。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両を取得しないので記載せず。

(別添の表6及び表7又は表6-1及び表7-1のとおり)

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

車両を取得しないので記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

回数	開催日	主な議論内容
第1回	平成25年5月21日	これまでの取組の経緯、今後のスケジュール、各会議の予定協議項目
第2回	平成25年6月24日	運営主体、利用対象者、利用者登録
第3回	平成25年7月23日	運行エリア、運行方式、運行ダイヤ
第4回	平成25年8月20日	運行ダイヤ、予約期限、運行曜日、運行時間帯
第5回	平成25年9月24日	運行曜日、システム活用の可否
第6回	平成25年10月22日	車両サイズ・台数
第7回	平成25年11月19日	運賃形態、運賃水準、乗降場所
第8回	平成25年12月17日	乗降場所、オペレーターの雇用形態、運行事業者、契約方式
第9回	平成26年1月21日	実証運行業務仕様書(案) 実証運行業務に係るプロポーザル実施要領(案) 生活交通ネットワーク計画(案)
第10回	平成26年2月25日	生活交通ネットワーク計画(案)

15. 利用者等の意見の反映状況

(1) 意見募集の方法

① 郵送アンケート(16歳以上)

平成24年6月に16歳以上の市民を対象として郵送アンケート方式の「白岡町地域公共交通基礎調査」を実施し、市民の移動実態及び公共交通等の利用状況等を把握するとともに、新たな公共交通サービスの在り方についての意見を募集した。

② 聞き取り調査（市内主要施設）

平成24年7月に主要施設における町民の移動実態把握のため、「白岡町役場」「白岡郵便局」「白岡中央総合病院」「埼玉りそな銀行白岡支店」の各施設において、利用者に聞き取り調査を実施した。

③ 地域公共交通市民検討会議の設置

本市の公共交通の基本方針を策定するに当たり、平成24年9月から平成25年2月にかけて地域公共交通市民検討会議を設置して、市民の視点・立場からの意見を聴取した。

④ 郵送アンケート（65歳以上）

デマンド交通の主な利用者として想定される65歳以上の高齢者を対象として平成25年8月に「白岡市の新たな公共交通サービスに関するアンケート」を実施し、デマンド交通の需要や課題を把握するとともに、自由記述にてデマンド交通に期待することなどの意見を募集した。

⑤ 聞き取り調査（民生委員・児童委員による独居高齢者宅訪問聞き取り調査）

平成25年10月から11月にかけて、65歳以上の独居世帯の方を対象として通院及び買物における交通手段と困っていることについて民生委員・児童委員による聞き取り調査を実施した。

(2) 主な意見の内容と意見への対応

市役所などの公共施設や商業施設、医療機関が集積するJR白岡駅周辺の市域中央へのアクセスを求める意見が多かった。

また、以前に運行されていた「町内循環バス」廃止の経緯を踏まえ、継続できる交通サービスを求める意見が多かった。

これらの意見を基に協議会での協議を進め、運行区域を市内全域として、散在する利用者のニーズに応えることとした。そして、運賃水準について、一回の乗車につき500円とするなど、事業の継続性についても配慮した。

今後は、平成26年10月からの運行開始後に利用者にアンケートを実施して、利用者の増加のための運行改善に努める。

16. 協議会メンバーの構成

委員区分	団体名
関係都道府県	埼玉県企画財政部交通政策課、埼玉県杉戸県土整備事務所
交通事業者・交通施設管理者等	朝日自動車(株)、昭和タクシー(有)、白岡タクシー(株)、埼玉県バス協会、埼玉県乗用自動車協会、朝日自動車労働組合、久喜警察署
地方運輸局	埼玉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	副市長、行政区長会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、東洋大学教授、(株)メイワスカイサポート、埼玉県利根地域振興センター、商工会

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

地域協働推進事業計画の認定を受けていないため記載せず。



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	幹 線特 例措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)				
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件	
埼玉県 白岡市	昭和タクシー有 限会社	(1)	地域内 ファイダー	4,034		デマ ンド型	②(2)	朝日自動車(株)の路 線バス停留所と接続	①	
		(2)								
		(3)								
		(4)								
		(5)								
		(6)								
		(7)								
合 計										4,034

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

添付 運行予定系統図

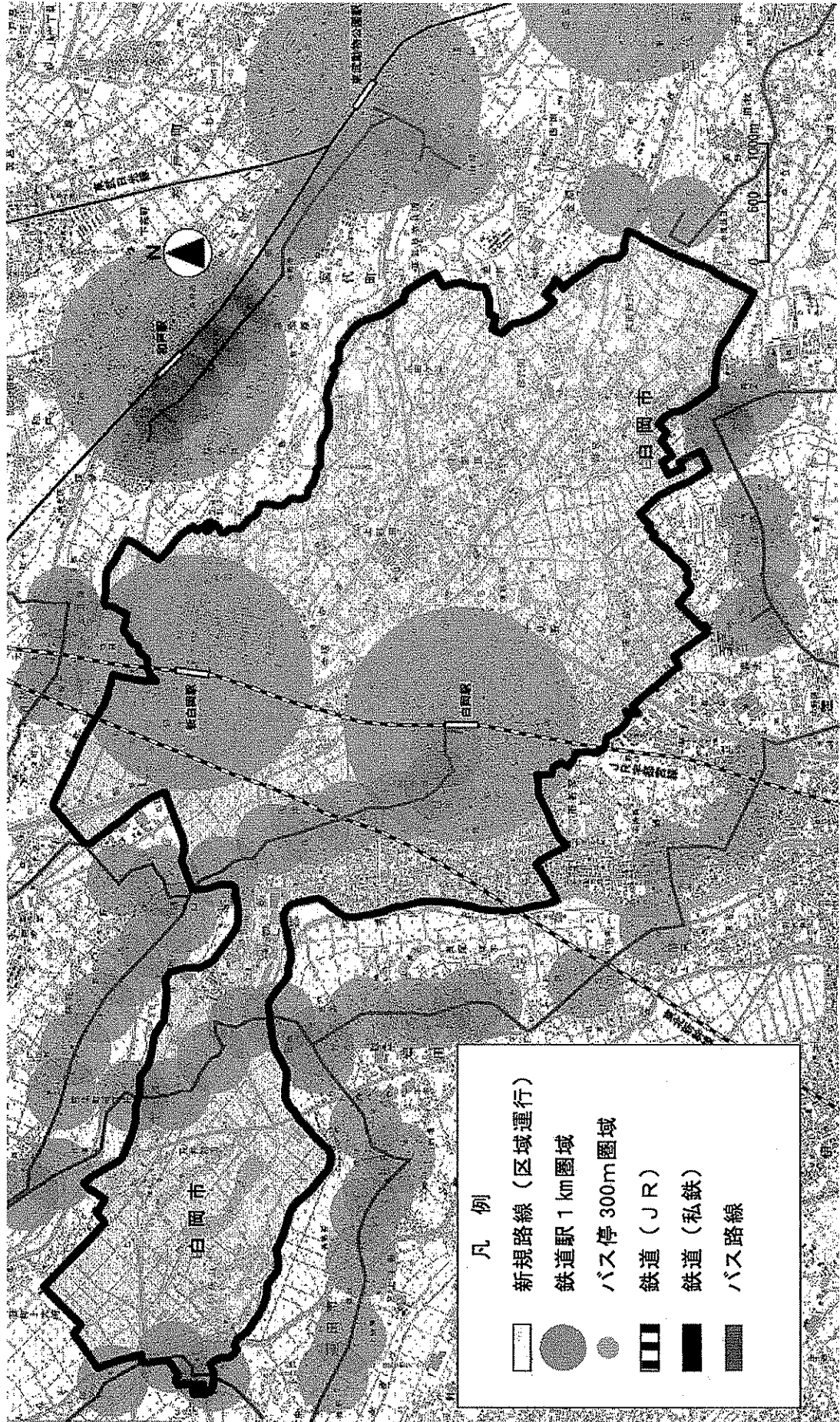


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[デマンド型(区域)運行]用)

事業者名	昭和タクシー有限公司	平成27年度
------	------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	4,613 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	4,613 千円	
	営業費用	21,177 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	21,177 千円	
	営業損益	▲ 16,564 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 16,564 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間	2,336.0	経常収支率	21.78%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 $\text{ロ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{ホ}$	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} \div \text{ニ} = \text{チ}$
武蔵・相模	4,532円 74銭	2,714円 33銭	2,714円 33銭	987円 37銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ		リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ラ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地								
武蔵・相模	1				292日	4,672回	1 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100%	4,672 時間	
	2												
	3												
	4												
合計		系統					1 時間	0 時間	0 時間			4,672 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	12,681,349 円	4,613,000 円	8,068,349 円	8,068,349 円	8,068 千円	4,034.0 千円		
	2					千円	千円		
	3					千円	千円		
	4					千円	千円		
合計		12,681,349 円	4,613,000 円	8,068,349 円	8,068,349 円	8,068 千円	4,034.0 千円	5,863千円	4,034 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵・相模 0	1	16,563,961 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2											
	3											
	4											
合計		16,563,961 円	12,529,961 円	円	%	12,529,961 円	100%	%	%			

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
5. 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
6. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
7. 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
8. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
9. 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
10. 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
11. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
12. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ワ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
13. 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
14. 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
15. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
16. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
17. 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
18. サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
19. 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
20. 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
21. 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	埼玉県白岡市
------	--------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	16,706
交通不便地域	8,826

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
647	白岡市岡泉	局長指定
379	白岡市実ヶ谷	局長指定
875	白岡市千駄野	局長指定
1,134	白岡市小久喜	局長指定
2,405	白岡市上野田	局長指定
1,452	白岡市下野田	局長指定
454	白岡市爪田ヶ谷	局長指定
527	白岡市太田新井	局長指定
505	白岡市彦兵衛	局長指定
318	白岡市高岩	局長指定
130	白岡市寺塚	局長指定

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	幹 線特 例措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			基準二で該 当する要件	
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策		
埼玉県 白岡市	昭和タクシー有 限会社	(1)	地域内 ファイダー	3,771		乗合バス 型/デマ ンド型の別	②(2)	朝日自動車線の路 線バス停留所と接続	①	
		(2)								
		(3)								
		(4)								
		(5)								
		(6)								
		(7)								
合 計										3,771

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	昭和タクシー株式会社
------	------------

平成28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	5,225 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	5,225 千円
	営業費用	21,095 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	21,095 千円
	営業損益	▲ 15,870 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 15,870 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	2 台	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	2,352.0 時間		経常収支率	24.77%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	4,484円 48銭	2,714円 33銭	2,714円 33銭	1,110円 75銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率  (リ-(ヌ+ル))÷リ= ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
武蔵・相模	1				294日	4,704回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	4,704 時間	
	2				日	回	時間	時間	時間		時間	
	3				日	回	時間	時間	時間		時間	
	4				日	回	時間	時間	時間		時間	
合計		系統					1 時間	0 時間	0 時間		4,704 時間	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額)
武蔵・相模	1	12,768,208 円	5,225,000 円	7,543,208 円	7,543,208 円	7,543 千円	3,771.5 千円		
	2					千円	千円		
	3					千円	千円		
	4					千円	千円		
合計		12,768,208 円	5,225,000 円	7,543,208 円	7,543,208 円	7,543 千円	3,771.0 千円	5,863千円	3,771 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵・相模  0	1	15,869,993 円										
	2											
	3											
	4											
合計		15,869,993 円	12,098,993 円	円	%	12,098,993 円	100%		%		%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	幹 線特 例措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)				
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件	
埼玉県 白岡市	昭和タクシー有 限会社	(1)	地域内 ファイダー	3,469		デマ ンド型	②(2)	朝日自動車(株)の路 線バス停留所と接続	①	
		(2)								
		(3)								
		(4)								
		(5)								
		(6)								
		(7)								
合 計										3,469

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	昭和タクシー有限会社
------	------------

平成29年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	5,786 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	5,786 千円
	営業費用	21,090 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	21,090 千円
	営業損益	▲ 15,304 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 15,304 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	合 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	2,344.0 時間	経常収支率	27.43%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	4,498円 72銭	2,714円 33銭	2,714円 33銭	1,234円 21銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-ヌ+ル)÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
武蔵・相模	1				293日	4,688回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	4,688 時間	
	2				日	回	時間	時間	時間		時間	
	3				日	回	時間	時間	時間		時間	
	4				日	回	時間	時間	時間		時間	
合計	系統						1 時間	0 時間	0 時間		4,688 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	12,724,779 円	5,786,000 円	6,938,779 円	6,938,779 円	6,938 千円	3,469.0 千円		
	2					千円	千円		
	3					千円	千円		
	4					千円	千円		
合計		12,724,779 円	5,786,000 円	6,938,779 円	6,938,779 円	6,938 千円	3,469.0 千円	5,863千円	3,469 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控 除した額  ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額  ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
武蔵・相模	1	15,303,999 円												
	2													
	3													
	4													
合計		15,303,999 円	11,834,999 円	円	%	11,834,999 円	100%		%		%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間(ワ)」については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(フ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

## 会議事項(2)

### 目的地（主要施設）について

のりあい交通の目的地（主要施設）については、第11回会議の結果を踏まえて別添のとおりとしたい。

目的地（主要施設）リスト

区分	種別	番号	施設名	所在地	停留所名	
公共・公益	官公庁	1	白岡市役所	千駄野432	市役所	
		2	白岡市役所連絡所	小久喜1213-3	白岡駅西口	
		3	白岡市保健センター	千駄野445	はびすしらおか	
		4	白岡市水道課	高岩2211	高岩浄水場	
		5	白岡市下水道課	高岩2211	高岩浄水場	
		6	蓮田白岡環境センター	篠津1279-5	環境センター	
	消防警察	7	白岡消防署	寺塚162-1	消防署	
		8	白岡消防署篠津分署	篠津502-3	消防署篠津分署	
		9	白岡駅前交番	小久喜1213-3	白岡駅西口	
		10	下野田駐在所	下野田754	下野田駐在所	
		11	新白岡駅前交番	高岩692-1	新白岡駅東口	
	コミュニティ・教育・文化・スポーツ施設	12	コミュニティセンター	白岡857-6	コミュニティセンター	
		13	中央公民館・勤労青少年ホーム	小久喜1227-1	中央公民館	
		14	図書館	小久喜1220	中央公民館	
		15	教育支援センター	白岡1172	保健センター分館	
		16	大山民俗資料館	荒井新田342	大山小学校	
		17	B & G海洋センター（プール）	千駄野371-3	総合運動公園	
		18	勤労者体育センター・市民テニスコート	新白岡3-200-2	勤労者体育センター	
		19	総合運動公園	千駄野345	総合運動公園	
		20	白岡公園（野球場）	西5-12	白岡公園	
		21	千駄野運動広場	千駄野432	ふれあいの森公園	
	福祉	22	保健福祉総合センター	千駄野445	はびすしらおか	
		23	社会福祉協議会	千駄野445	はびすしらおか	
		24	保健センター分館	白岡1172	保健センター分館	
		25	老人福祉センター	高岩2177	老人福祉センター	
		26	シルバー人材センター	小久喜1213-1	シルバー人材センター	
子育て・学校・教育	学校	27	篠津小学校	篠津2644	篠津小学校	
		28	菁莪小学校	上野田101-1	菁莪小学校	
		29	大山小学校	荒井新田339	大山小学校	
		30	南小学校	小久喜524-1	南小学校	
		31	西小学校	西6-3-1	西小学校	
		32	白岡東小学校	新白岡2-28-1	白岡東小学校	
		33	篠津中学校	篠津2617	篠津中学校	
		34	菁莪中学校	下野田927	菁莪中学校	
		35	南中学校	千駄野356-1	南中学校	
		36	白岡中学校	白岡1647-1	白岡中学校	
		37	県立白岡高等学校	高岩275-1	白岡高校	
		保育所（園）	38	市立千駄野保育所	千駄野880	千駄野保育所
			39	市立高岩保育所	高岩2227-1	高岩保育所
			40	市立西保育所	西6-10-3	西保育所
			41	興善寺保育園	白岡972-1	興善寺
			42	しらおか虹保育園	上野田1252-1	しらおか虹保育園
			43	サクラ保育所	小久喜1157-1	サクラ保育所
	家庭保育室	44	白岡めばえ保育園	小久喜874-1	白岡めばえ保育園	
		幼稚園	45	興善寺幼稚園	白岡972-1	興善寺
			46	菁莪幼稚園	下野田831	菁莪幼稚園
			47	杉の子幼稚園	高岩633-1	杉の子幼稚園
		48	白岡天使幼稚園	小久喜618-1	白岡天使幼稚園	
	学童保育所（児童クラブ）	49	南児童クラブ	小久喜524-1	南小学校	
		50	西児童クラブ	西6-3-1	西小学校	
		51	東児童クラブ	新白岡2-28-1	白岡東小学校	
		52	菁莪児童クラブ	上野田101-1	菁莪小学校	
		53	篠津児童クラブ	篠津2644	篠津小学校	
	児童館・子育て支	54	西児童館・子育てサロン「らぶちる」	白岡857-6	コミュニティセンター	
		55	東児童館・子育て支援センター「はびちる」	千駄野445	はびすしらおか	
		56	高岩保育所内子育てサロン「ぷりちる」	高岩2227-1	高岩保育所	
	公共・公益	駅	57	白岡駅東口ロータリー	小久喜1213	白岡駅東口
			58	白岡駅西口ロータリー	小久喜1213	白岡駅西口
			59	新白岡駅東口ロータリー	野牛1107-4	新白岡駅東口
60			新白岡駅西口ロータリー	野牛1107-4	新白岡駅西口	

目的地（主要施設）リスト

区分	種別	番号	施設名	所在地	停留所名
商業・農業	金融機関	61	埼玉りそな銀行白岡支店	小久喜1112-1	白岡駅西口
		62	埼玉縣信用金庫白岡支店	小久喜1083-3	埼玉縣信用金庫白岡支店
		63	足利銀行白岡支店	小久喜1161-1	足利銀行白岡支店
		64	武蔵野銀行新白岡支店	新白岡2丁目1	ルネ・グランテラス店舗駐車場入口
	公益機関	65	白岡郵便局	千駄野941-1	白岡郵便局
		66	白岡岡泉郵便局	岡泉1262	白岡岡泉郵便局
		67	大山郵便局	柴山1161-1	大山郵便局
		68	西白岡郵便局	白岡1050-2	西白岡郵便局
		69	新白岡駅前郵便局	野牛1117-2	新白岡駅前郵便局
商業・農業	農業	70	白岡市商工会	篠津944-13	商工会
		71	白岡市観光協会	白岡1172	保健センター分館
	72	白岡特産館	小久喜1053-7	白岡駅西口	
	73	しらおか味彩センター	千駄野398	しらおか味彩センター	
	74	南彩農業協同組合白岡大山支店	白岡1176-1	南彩農協白岡大山支店	
	75	南彩農業協同組合日勝支店	上野田102	南彩農協日勝支店	
	76	南彩農業協同組合白岡農産物直売所	柴山1451	南彩農協白岡農産物直売所	
	77	白岡市梨選果センター	荒井新田770-24	梨選果センター	
病院・医療・診療所	病院・医療・診療所	78	新井クリニック	小久喜1190-5 1F	新井クリニック
		79	新井レディースクリニック	小久喜1190-5 2F	新井クリニック
		80	大林内科	千駄野656-1	大林内科
		81	大村内科	西8-5-8	大村内科
		82	奥山こどもクリニック	高岩765-1 新白岡駅前ホスピタリティパーク3F	新白岡駅前ホスピタリティパーク
		83	開誠医院	西1-7-12	開誠医院
		84	児玉医院	小久喜1101-1	児玉医院
		85	斎木眼科	篠津1936-5 2F	篠津医院・斎木眼科
		86	ささき婦人科クリニック	高岩466	ささき婦人科クリニック
		87	山王クリニック	寺塚123-1	山王クリニック
		88	山王ドームクリニック	寺塚97-2	山王ドームクリニック
		89	篠津医院	篠津1936-5 1F	篠津医院・斎木眼科
		90	白岡整形外科	小久喜1067-2	白岡整形外科
		91	白岡せんだの医院	千駄野1161	白岡せんだの医院
		92	白岡中央総合病院	小久喜938-12	白岡中央総合病院
		93	白岡内科総合診療所	千駄野1311-1	白岡内科総合診療所
		94	白岡ファミリークリニック	小久喜200-1	白岡ファミリークリニック
		95	新白岡駅前内科	高岩765-1 新白岡駅前ホスピタリティパーク2F	新白岡駅前ホスピタリティパーク
		96	新白岡ばば眼科	野牛1057	新白岡ばば眼科
		97	新しらおか病院	上野田1267-1	新しらおか病院
		98	杉本医院	小久喜1444-7	杉本医院
		99	高梨内科医院	西1-3-2	高梨内科医院
		100	富田皮膚科	千駄野1340-3	富田皮膚科
		101	パーク病院	千駄野1086-1	パーク病院
		102	藤野医院	高岩990-1	藤野医院
		103	むかわ医院	篠津42-1	むかわ医院
		104	矢部医院	上野田615	矢部医院
		105	山本クリニック	新白岡2-1 ルネグランテラス1F	ルネ・グランテラス店舗駐車場入口
		106	ゆりのき皮膚科形成外科	野牛1104-1	ゆりのき皮膚科形成外科
		107	りゅう内科整形外科医院	白岡1487-4	りゅう内科整形外科医院
		108	わたなベクリニック	新白岡3-41 ルネグランガーデン1F	ルネ・グランガーデン店舗入口

目的地（主要施設）リスト

区分	種別	番号	施設名	所在地	停留所名
医療・介護・福祉	歯科医院	109	青空歯科クリニック	千駄野1105	青空歯科クリニック
		110	アリス歯科クリニック	新白岡1-1-1	アリス歯科クリニック
		111	おがわ歯科クリニック	小久喜1083-8 2F	おがわ歯科クリニック
		113	金子歯科医院	白岡1160	金子歯科医院
		114	川島歯科医院	小久喜1008-4	川島歯科医院
		115	きのした歯科医院	西6-12-4 柿沼ビル2F	きのした歯科医院
		116	くりはら歯科医院	千駄野719	マミーマート白岡店
		117	小島歯科医院	小久喜1167-2	小島歯科医院
		118	櫻井歯科医院	野牛1087-1	櫻井歯科医院
		119	白岡ニュータウン歯科	新白岡3-41 ルネグラン ンガーデン2F	ルネ・グランガーデン店舗入口
		120	高井歯科医院	高岩1060	高井歯科医院
		121	たけおだ歯科医院	小久喜674-3 シティ ビル1F	たけおだ歯科医院
		122	田島歯科医院	小久喜1139-1	田島歯科医院
		123	ななえ・桃沢歯科医院	白岡1082-6	ななえ・桃沢歯科医院
		124	のもと歯科クリニック	寺塚364-2	のもと歯科クリニック
		125	はまだ歯科医院	高岩673-5	はまだ歯科医院
		126	ほんざわ歯科クリニック	下大崎1356-1	ほんざわ歯科クリニック
		127	松永歯科医院	小久喜1203-1	松永歯科医院
		128	松丸・歯科・矯正歯科白岡駅ビルクリニッ ク	小久喜1213-3 ビーン ズアネックス2F	白岡駅西口
	129	宮山歯科医院	下野田1373-3	宮山歯科医院	
	130	本木歯科医院	小久喜731-9	本木歯科医院	
	131	安井歯科医院	上野田1161-1	安井歯科医院	
	132	山本歯科医院	篠津2080-5	山本歯科医院	
	133	渡辺歯科医院	西6-5-2	マミーマート白岡西店	
	介護施設	134	介護老人福祉施設 光乃里	荒井新田359-1	光乃里
		135	特別養護老人ホーム いなほの里	千駄野663-1	いなほの里
		136	特別養護老人ホーム わかば	岡泉902	わかば
		137	介護老人保健施設 ぼっかぼか	上野田357-1	ぼっかぼか
		138	あんしんホーム白岡	小久喜847-1	あんしんホーム白岡
		139	ヒューマンサポート白岡	白岡1066-1	ヒューマンサポート白岡
		140	グループホームフローラ白岡西	西10-13-9	フローラ白岡西
		141	ソレアード新白岡	野牛1228	ソレアード新白岡
		142	愛の家グループホーム白岡	高岩65-1	愛の家グループホーム白岡
143		小規模多機能型居宅介護事業所 ぼっかぼか	上野田353	ぼっかぼか	
福祉施設	144	介護予防拠点施設「いきいきさぼーと」	高岩2177-1	老人福祉センター	
	145	太陽の里	小久喜450	太陽の里	
	146	ありの実館	白岡805-2	ありの実館	
	147	東ありの実館	爪田ヶ谷52-3	東ありの実館	
	148	白岡太陽の家 にじ	西2-18-6	白岡太陽の家 にじ	
	149	クローバー	下大崎294-1	クローバー	
	150	かるがも工房	上野田391-3	かるがも工房	
	151	障害者デイサービスセンター	千駄野445	はびすしらおか	
	152	めぐみの里	小久喜1022-3	めぐみの里	
	153	たいよう	野牛1030 ホープ館 102	たいよう	
商業施設	154	ヤオコー新白岡店	新白岡3-50-1	ヤオコー新白岡店	
	155	マミーマート白岡店	千駄野719	マミーマート白岡店	
	156	マミーマート白岡西店	西6-5-2	マミーマート白岡西店	
	157	カスミ白岡店	西4-2-6	カスミ白岡店	
	158	フードオブストッカー白岡原ヶ井戸店	白岡1290-1	フードオブストッカー白岡原ヶ 井戸店	
	159	東武ストア白岡店	小久喜1118-1	東武ストア白岡店	
篠津商店会	160	東武動物公園西ゲート	爪田ヶ谷	東武動物公園西ゲート	
	161	須賀神社	篠津1834	須賀神社	
神山商店会	162	お食事処ながしま	篠津1994-2	お食事処ながしま	
	163	竹内酒店	小久喜245	竹内酒店	
白岡中央商店会	164	車屋	小久喜908	車屋	
	165	大山商店	小久喜668-6	大山商店	
白岡商店会	166	神田コンニャク店	白岡1062-2	神田コンニャク店	
	167	サイタマヤ	小久喜1021-4	サイタマヤ	
	168	細井表具店	白岡1209-2	細井表具店	
	169	白岡八幡神社鳥居前	白岡889	白岡八幡神社鳥居前	

目的地（主要施設）リスト

区分	種別	番号	施設名	所在地	停留所名	
商業・農 業	白岡西 地区商 店会	170	もみじ公園	西9-4	もみじ公園	
		171	つつじヶ丘公園	西2-4	つつじヶ丘公園	
		172	ビッグ・エー白岡店	西10-1-4	ビッグエー白岡店	
		173	味楽来	西5-1-5	味楽来	
		174	トヨタカローラ埼玉白岡店	西5-14-1	トヨタカローラ埼玉白岡店	
	日勝商 店会	175	岡泉観音堂	岡泉1089-4	岡泉観音堂	
		176	爪田ヶ谷観音堂	爪田ヶ谷805-1	爪田ヶ谷観音堂	
		177	八坂神社	上野田553-1	八坂神社	
		178	浅野芳生堂	彦兵衛7-11	浅野芳生堂	
		179	消防団第7分団前	白岡1153-5	消防団第7分団前	
	白岡市 本町通 り商店 白岡駅 西口商 店会	180	進学塾サイシン白岡校	白岡1202-3	サイシン白岡校	
		181	旧二葉書店	白岡1087-2	旧二葉書店	
		182	白岡総合園芸	小久喜966-1	白岡総合園芸	
		183	レディースファッション紅屋	小久喜997-1	レディースファッション紅屋	
		184	久伊豆公園	小久喜21-1	久伊豆公園	
	東口商 店会	185	ローソン白岡市白岡店	白岡1102-1	ローソン白岡市白岡店	
		186	セブン-イレブン小久喜店	小久喜54-1	セブン-イレブン小久喜店	
		187	金子時計店	小久喜1263-3	金子時計店	
		188	白岡サイクルセンター	小久喜1393-1	白岡サイクルセンター	
		189	パークシティ白岡いこいの森公園	小久喜675-1	パークシティ白岡いこいの森公	
	大田山 店会 高岩商 店会	190	弓木電設社	千駄野660	弓木電設社	
		191	小川モーターズ	下大崎581-1	小川モーターズ	
		192	パン工房くるみ	荒井新田883	パン工房くるみ	
		193	呉服のたぐち	高岩1469	呉服のたぐち	
		194	理容よしだ	高岩1782-2	理容よしだ	
	公共・公 益	集会所	195	フレンドマートさいとう	高岩1788-1	フレンドマートさいとう
			196	リカーショップ ハマダ	野牛956	リカーショップ ハマダ
			197	ブーランジェ ラ・ブーケ	高岩749	ブーランジェ ラ・ブーケ
			198	エムズガレージ	高岩468-2	エムズガレージ
			199	岡泉行政区集会所	岡泉1121-3	岡泉行政区集会所
200		実ヶ谷自治会館	実ヶ谷478	実ヶ谷自治会館		
201		千駄野自治会館	千駄野814-1	千駄野自治会館		
202		小久喜区民会館	小久喜21-1	小久喜区民会館		
203		沖山集会所	小久喜524-1	沖山集会所		
204		上野田公会堂	上野田533-1	上野田公会堂		
205		宮山団地コミュニティ会館	上野田529-4	宮山団地コミュニティ会館		
206		下野田集会所	下野田941-49	下野田集会所		
207		爪田ヶ谷集会所	爪田ヶ谷585-2	爪田ヶ谷集会所		
208		太田新井集会所	太田新井1178-1	太田新井集会所		
209		太田新井海老島団地集会所	太田新井1371-8	太田新井海老島団地集会所		
210		彦兵衛1区集会所	彦兵衛88-1	彦兵衛1区集会所		
211		東伸自治会館	太田新井443-2	東伸自治会館		
212		神山自治会館	篠津1946-2	神山自治会館		
213		神山西集会所	西8-18-3	神山西集会所		
214		宿集会所	篠津1798	宿集会所		
215		横宿集会所	篠津1834-1	横宿集会所		
216		横宿西集会所	西10-10-21	横宿西集会所		
217		上宿集会所	篠津3074-1	上宿集会所		
218		馬立集会所	篠津2693	馬立集会所		
219		野牛集会所	野牛652-1	野牛集会所		
220		高岩集会所	高岩1616-1	高岩集会所		
221		ふれあいハウス	高岩565	ふれあいハウス		
222		ノースプラザ	新白岡1-19-4	ノースプラザ		
223		アメニティセンタープラザ	新白岡2-17-14	アメニティセンタープラザ		
224		アメニティサウスプラザ	新白岡3-12-16	アメニティサウスプラザ		
225	西・北集会所	西5-1-1	西・北集会所			
226	新田集会所	白岡1059-1	新田集会所			
227	山集会所	白岡714-5	山集会所			
228	西・南集会所	西2-7-6	西・南集会所			
229	消防会館	白岡1487-6	消防会館			
230	柴山集会所	柴山1021-2	柴山集会所			
231	荒井新田区集会所	荒井新田549-1	荒井新田区集会所			
232	大山農村センター	下大崎1341-1	大山農村センター			



目的地（主要施設）リスト

区分	種別	番号	施設名	所在地	停留所名
商業・農 業	路線バ スへの	233	デイリーヤマザキ（根金橋）	下大崎88-1	デイリーヤマザキ
		234	マツムラ洋品店（柴山）	柴山1203-3	マツムラ洋品店
霊園・墓 地	霊園・ 墓地 寺院	235	とうぶ若葉園	上野田1444	とうぶ若葉園
		236	白岡霊園	下野田586-1	白岡霊園
		237	正傳寺	上野田328	正傳寺
		238	大徳寺	上野田170	大徳寺
		239	安楽寺	太田新井1162-1	安楽寺
		240	最勝寺	彦兵衛176	最勝寺
		241	全龍寺	下大崎1317	全龍寺
		242	興善寺	白岡961	興善寺
		243	青雲寺	篠津672	青雲寺
		244	観福寺	野牛656	観福寺
		245	忠恩寺	高岩2148	忠恩寺
		246	正福院	白岡941	正福院
		247	寿楽院	小久喜49	寿楽院
		248	正泉寺	柴山1074	正泉寺
		249	常福寺	柴山1103	常福寺
		250	宝鏡寺	荒井新田568	宝鏡寺

## 会議事項（3） 愛称について

「白岡市のりあい交通」の「車両の愛称」の募集結果は、1,387名から2,733件の応募があった。応募された愛称案の上位には、「～タクシー」「～バス」といった「のりあい交通」の「車両の愛称」として適しないものが含まれていた。

については、応募要件の(1)「あらゆる世代の方に親しまれる呼びやすく覚えやすいもの」及び(2)「白岡市のイメージにふさわしいもの」を満たす愛称として、応募数が多い愛称案を組み合わせ「車両の愛称」を選定することとしたい。

なお、車両ごとに愛称を付けることとする。

### 1 愛称案

- (1) スマイル しらおカー ・ ふれあい しらおカー
- (2) スマイル なしりん号 ・ スマイル なしべえ号
- (3) ふれあい なしりん号 ・ ふれあい なしべえ号

### 2 選考基準

- (1) あらゆる世代の方に親しまれる呼びやすく覚えやすいもの
- (2) 白岡市のイメージにふさわしいもの
- (3) 個人名、団体名、商品名と同一又は類似でないもの